

二 [略]

三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十八号）第四条（同令第十二条の三において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務（当該届出を行う者又は当該者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）次条第二号において同じ。）扶養義務者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第五条第二項第三号に規定する所得割の納稅義務者に該当する当該者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報

第三十八条 法別表第二の六十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条（同法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者 扶養義務者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

第八条第三項及び第十二条第四項において準用する同令第五条第二項第三号に規定する所得割の納稅義務者に該当する当該者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報

二 [同上]

三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十四号）第五条（同令第十三条及び第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務（当該届出を行う者又は当該者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）次条第二号において同じ。）若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報

二 [略]

三 昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた昭和六年法律第三十四号第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条の届出に係る事実についての審査に関する事務（当該届出を行う者又は当該者の配偶者、扶養義務者、昭和六十年政令第三百二十三号附則第四条において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第八条第三項において準用する同令第五条第二項第三号に規定する所得割の納稅義務者に該当する当該者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報

二 [略]

三 昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた昭和六年法律第三十四号第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条の届出に係る事実についての審査に関する事務（当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報

二 [略]

四 第四十一条 法別表第二の七十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 雇用保険法第九条第一項の労働者が被保険者となつたこと又は被保険者でなく

認に係る労働者に係る次に掲げる情報

[イーハ 同上]

二十二 介護保険法施行規則第八十三条の六（同令第九十七条の四において準用する場合を含む。）の市町村の認定の申請に係る事実についての審査に係る事務 次に掲げる情報

- イ 【略】
ロ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者若しくはその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、配偶者が行方不明となつた場合、要介護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第二十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準する場合における当該配偶者を除く。以下この号において同じ。）に係る市町村民税に関する情報
- ハ 【略】
二 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者若しくはその者の配偶者に係る年金給付関係情報
- 二十三 【略】
二十三 【略】
- 第五十三条 法別表第二の百六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
- 一 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第一項の学資貸与金の貸与又は同法第十七条の二第一項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
- 「イ・二」 【略】
ホ 学資金申請者の生計を維持する者又はその配偶者に係る市町村民税に関する情報
- 「ベ・ト」 【略】
- 【二・三】 【略】

二十二 介護保険法施行規則第八十三条の六（同令第九十七条の四において準用する場合を含む。）の市町村の認定の申請に係る事実についての審査に係る事務 次に掲げる情報

- イ 【同上】
ロ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
- ハ 【同上】
二 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る年金給付関係情報
- 二十三 【同上】
二十三 【同上】
- 第五十三条 法別表第二の百六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
- 一 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第六条第一項又は第二項の特別障害者給付金の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
「号の細分を削る。」
- イ 【略】
二 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）第三条第一項の支給の調整に該当する場合の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
- 「イ・二」 【同上】
ホ 学資金申請者の生計を維持する者に係る市町村民税に関する情報
- 【二・三】 同上

四 独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）第五条第三項の規定による学資貸与金の学資金被貸与者又は独立行政法人日本学生支援機構法第十七条の三の規定により学資支給金を返還すべき者（以下この号において「学資支給金返還者」という。）の割賦金の額及び返還の期限の決定に関する事務 学資支給金返還者若しくは学資支給金返還者又は当該学資金被貸与者若しくは当該学資金支給金返還者を地方税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者若しくは同項第九号に規定する扶養親族とする者に係る市町村民税に関する情報

- 五 【略】
第五十四条 法別表第二の百七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
- 一 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第六条第一項又は第二項の特別障害者給付金の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
「号の細分を削る。」
- イ 【略】
二 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第六条第一項又は第二項の特別障害者給付金の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
イ 当該請求を行う者に係る船員保険法第二十九条第二項の保険給付の支給に関する情報
- ロ 【二】 【同上】
二 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）第三条第一項の支給の調整に該当する場合の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
- イ 当該請求を行う者に係る船員保険法第二十九条第二項の保険給付の支給に関する情報
- ロ 【二】 【同上】

四 独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）第五条第三項の規定による学資貸与金の学資金被貸与者又は独立行政法人日本学生支援機構法第十七条の三の規定により学資支給金を返還すべき者の割賦金の額及び返還の期限の決定に関する事務 学資支給金返還者又は同法第十七条の三の規定により学資支給金を返還すべき者に係る市町村民税に関する情報

二 当該変更に係る障害者若しくは障害児又は支給認定基準世帯員に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

八・九 [略]

十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第十五条の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該届出を行う障害者(指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る)及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る)を除く)、当該障害者と同一の世帯に属するその配偶者若しくはこれらの者と生計を一にする子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされるいわゆる者を除く)、当該届出を行う障害者(指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る)及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る)を除く)若しくは当該障害者と同一の世帯に属するその配偶者、当該届出を行う障害者(指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る)及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該届出に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

二 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

八・九 [同上]

十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第十五条の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該届出を行う障害者(指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る)及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る)を除く)若しくは当該障害者と同一の世帯に属するその配偶者、当該届出を行う障害者(指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る)及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該届出に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

二 一に¹する子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く)に係る市町村民税に関する情報

[口へへ 詳]

第五十五条の三 法別表第二の百十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 [同上]

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務 当該変更に係る前号に掲げる情報

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十条の療養介護医療費又は同法第七十一条の基準該当療養介護医療費の支給に関する事務

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十条の療養介護医療費又は同法第七十一条の基準該当療養介護医療費の支給に関する事務

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う障害者又は当該届出に係る障害児の保護者に係る第一号に掲げる情報

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う障害者又は当該届出に係る障害児の保護者に係る第一号に掲げる情報

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う障害者又は当該届出に係る障害児の保護者に係る前号に掲げる情報

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。ただし、第十二条、第十四条、第十六条、第二十七条、第二十八条及び第三十三条に係る改正規定は、平成三十一年六月一日から施行する。

二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該届出を行う障害者、当該届出に係る障害児若しくはその保護者、支給認定基準世帯員又はこれらの人と生計に掲げる情報

イ 当該届出を行う障害者、当該届出に係る障害児若しくはその保護者、支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報

○農林水産省令第七号

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律(平成三十年法律第二十九号)の施行に伴い、漁船損害等補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年二月五日

農林水産大臣 吉川 貴盛